

人事院公示第12号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条の2第1項及び人事院規則16—0（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成2年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年3月31日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ
うに改める。

改正後		改正前	
別表		別表	
期間の区分	率（単位％）	期間の区分	率（単位％）
（略）	（略）	（略）	（略）
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	<u>99</u>	平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	<u>98</u>
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	<u>98</u>	平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	<u>97</u>
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	<u>98</u>	平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	<u>97</u>

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	<u>100</u>	平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	<u>99</u>
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	<u>101</u>	平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	<u>100</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<u>101</u>	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<u>100</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	100	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	100
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	100		

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。